

健消理指 K20-195号
2020年 7月17日 (金)

全会員 代表者各位 (卸・製造、信販業の会員を含む情報提供)



健康関連取引適正事業団
事務局



レジ袋規制に伴う営業現場での周知徹底を強く要請します！！

さて、大半の会員各位は、消費者（お客様）にエコバック使用の要請又は、レジ袋の有料を行っているようですが、通常のレジ袋を無料で提供している会員（販売会社）もあるようです。レジ袋規制は、容器包装リサイクル法から成り立っており、有料化義務違反が判明（発覚）した場合、悪質なケースでは社名公表を経て、50万円以下の罰金刑となり社会制裁も受けます。

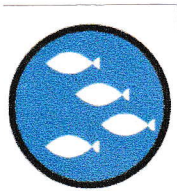
当然ながら、1ヶ月以上前に指導通達（イラスト冊子含）を行っておりますが、特定商取引法で規制される販売形態を含む小売業全体（主な業種が卸・製造又はサービス業等を行っても、事業の一部として小売業を行っている場合は対象）が容器包装リサイクル法（レジ袋規制）が規制の対象となります。

については、容器包装リサイクル法（レジ袋規制）により、下記の対応を健取団会員（レジ袋規制による本社の適正な指示が全社員に行き渡る対応）が行って頂きますよう、指導通達致します。また、容器包装リサイクル法（レジ袋規制）違反の疑いで営業現場での事情聴取又は、立入検査を受けた場合は、別件で他関係法令事案での聴取も受ける可能性があるため、下記の適正な対応を強く要請致します。

特にレジ袋の使用は、宣伝講習販売、イベント販売並びに、健康食品等の有店舗販売においては、日常茶飯事ですので、全社員に周知徹底を強く要請させていただきます。

記

1. 消費者（お客様）には、エコバック持参での会場等の来場に全面協力して頂くよう要請して下さい。但し、消費者（お客様）には、エコバックの清潔（ウイルス等の付着除去又は、汚れ等の除去）を保つための定期的な除菌を行った上での日干し又は、洗濯等の手入れを怠らないよう、協力要請もお忘れなくお伝え下さい。
2. 海洋生分解性プラスチックの配合率100%のレジ袋（認証済）又は、バイオマス素材の配合率25%以上のレジ袋（認証済）を使用して頂き、有料提供又は、無償提供の何れかを選択して下さい。繰り返し使用可能なプラスチックのフィルム厚さ50 μ m（マイクロm）以上のレジ袋も同様な対応となります。



3. エコバック持参でない消費者（お客様）には、有料でレジ袋を提供して下さい。
4. 有料又は、特価品100円（税込）、無償提供物（小売希望価格200円迄）として自社（自店）独自の繰り返し使用出来るエコバックを提供して下さい。但し、消費者（お客様）には、エコバックの清潔（ウイルス等の付着除去又は、汚れ等の除去）を保つための定期的な除菌を行った上での日干し又は、洗濯等の手入れを怠らないよう、協力要請もお忘れなくお伝え下さい。

●容器包装リサイクル法の規制外の環境に配慮したレジ袋（前項2）以外のレジ袋を無償で提供することを厳禁とします。